

## 提案

日付：2025/7/7

件名：ゴミ収集の問題点

### 1. 問題、課題

4月から開始された新しいゴミ出しルールにおいて、問題が発生しております。

当方の居住地で利用する〇〇〇〇に設置されているゴミ置き場では、ルールを守らないごみ出しが頻繁に見受けられ、結果的に収集されないごみが長期放置される事態が続いております。

また、近隣のゴミ置き場でも同様のケースが多数発生しており、景観が損なわれるだけでなく、不衛生な状況となっています。

こうした違反ごみに対する、回収員の方による「違反シール」の貼付対応や、貴所による再回収等の業務負担が相当増えているのではないかと推察いたします。

つきましては、現状の改善に向けた具体的な対応策（例：地域への再周知、監視体制の強化等）を検討いただけますと幸いです。

### 2. 改善案

戸建住宅においては、ゴミ出しは各戸の玄関先（敷地前など）とし、個別回収を行っていただく方式を提案いたします。

この方法であれば、共同のごみ集積所での不適切なごみ出しを大幅に抑制でき、景観の維持や回収業務の効率化にもつながると考えます。

なお、同様の方式は既に平塚市や茅ヶ崎市などで実施されております。

### 3. 改善後の効果

#### 【想定されるメリット】

- ・ルールに反したごみ出しがなくなり、放置ごみの発生を防止できる。
- ・ごみ回収員の方による「違反シール」貼付などの対応が不要となり、業務負担が軽減される。

#### 【想定されるデメリット】

- ・各戸を巡回する必要があるため、ゴミ収集にかかる時間が従来より増加する可能性がある。

現状のままでは、問題の根本的な解決は難しいと思われます。

地域環境の保全と回収業務の効率化を両立させるためにも、上記の改善案について前向きにご検討下さい。

---

## 回答

### <ゴミ収集の問題点>

【所管：環境課】

ご利用されているごみ集積所の状況について、ご苦労いただいているとのことで、誠に申し訳ございません。ご承知おきのとおり、令和7年4月より、当町では、ごみ・資源物の収集方法を変更いたしました。それにより、新しいルールに従っていない「違反ごみ」が一時的に増加しており、町民の皆様には、ご心配をおかけしていること、重ねてお詫び申し上げます。

この「違反ごみ」は、通常の収集では回収ができませんので、町民の皆様からの環境課への通報後に回収を行う対応を今後も行なってまいります。ご提案者様にはお手数をおかけして大変申し訳ございませんが、「違反ごみ」が排出され、数日経っても、出した本人が回収しない場合には、環境課までご通報をいただけますと幸いです。

また、今回、ご提案いただきました戸別収集についてですが、現時点では検討する考えはございません。今回の収集方法の変更では、「資源物置場」を廃止し、ごみ・資源物はどちらも「ごみ集積所」で回収することといたしました。この排出場所の変更については、町民の皆様が排出されるごみ・資源物の総量と、それらを収集する業者の作業量や、それにかかる費用等を鑑みた結果、変更したものです。これを、戸別収集とすることは、作業量の大幅な増の他、収集効率の観点、最終的には町民の皆様への負担増にも繋がると考えるため、まずは今回の変更を軌道に乗せるべく取り組んでまいります。

町としても、変更となった新しい正しいごみ・資源物の出し方のルールについては、その周知を徹底してまいりますので、今後とも、寒川町の環境行政へのご理解・ご協力をいただけますようお願いいたします。